

裁判官総入れ替え!

「たばこ病をなくす横浜裁判」で最高裁と政府／JT癒着の裁判官人事

裁判の公正・司法の独立に向けて、奮闘します。いっその裁判支援を訴えます。(原告談話)

四月一日最高裁人事が発表され、たばこ病をなくす横浜裁判(以後横浜たばこ病訴訟と略称)の裁判長だった三木勇次裁判官、右陪席本多知成裁判官が異動となりました。その上担当裁判官は総入れ替えとなりました。

裁判長は水野邦夫、右陪席は宮坂昌利、左陪席は中島真希子、各裁判官となりました。

水野邦夫裁判長は、「第一次たばこ病訴訟」横浜訴訟と区別するために東京訴訟というので、JTと国の言い分のみを取り上げて、「原告敗訴」の判決を下した浅香紀久雄裁判長の右陪席裁判官でした。

判決の趣旨は「たばこががんなどの因果関係はリスク要因の一つではあっても、がんをもたらすことまでは言えない」「ニコチンの依存性は、アルコールより格段に弱い」「たばこ病は本人の自己責任、JT／国には責任がない」というものでした。

東京高裁では、必ず国や権力側に立つことで知られている秋山寿延裁判官が裁判長を担当して、一審判決をそっくり踏襲しました。

最高裁は上告を認めず、「門前払い」で東京たばこ訴訟を葬ってしまいました。

この決定をまとめた調査官が今回右陪席に着任した宮坂昌利裁判官です。彼は、厚生労働省に派遣されていた時期もあり、被告・厚生労働省のよき理解者として、国／JT側に立っていたと見られても不思議ではありません。

今回の最高裁と横浜地裁人事は、裁判所がJTと国(政府厚生労働省／財務省)と「一体ぐる」になって、横浜の裁判を原告敗訴に追い込もうとする明確な意思を示したものと云えます。

いままさらながら最高裁の上告棄却を「司法の放棄」と断じた伊佐山弁護団長の談話を想起せざるを得ません。

判決があらかじめ原告敗訴 となるように仕組まれた裁判というのは公正な裁判への国民の期待と信頼を根底から裏切るものです。

憲法が、基本的人権を保障(第二三条)するために、三権を分立(四一条、六五条、七六条)させ、特に、司法権の独立を定めた(七六条三項)趣旨に鑑みると、今回の最高裁の人事は、最高裁自らが行政との癒着をはかり、あるいはその意を受け、司法の独立をかなぐり捨てたものと言わざるを得ません。

憲法第三七条は刑事被告人の公平且つ迅速な公開裁判を受ける権利を保障していますが、民事訴訟法二条も民事訴訟が公正且つ迅速に行われるように定めています。

「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる」と民事訴訟法二四条に定めています。

今までの膨大な弁論、証拠、証言そして原告の声に耳を傾けてきた経過を重視せず、裁判官を全員交代させるのは訴える原告側に対して「聞く耳持たぬ」という態度です。しかも今後は被告側の証人尋問のみとなり、いよいよ結審という段階での全員交代は常識的に考えてもJT／国側に有利に運ぼうとする常軌を逸した人事異動としか言いようがありません。

四月十四日日本禁煙学会など支援団体とともに最高裁及び横浜地方裁判所に対して「疑惑ある人事を改めて、『たばこ関連訴訟』に関係のない非喫煙裁判官とする」とを求めました。

申入れから一週間、四月二十一日現在なんら回答がありませんが私たちはこれを黙って見過ごすこと

はできません。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、犯すことのできない永久の権利として信託されたものである」(九七条)「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならぬ」(一一二条)からです。

私は、たばこ病をなくす横浜裁判の原告として、多くの国民がたばこ依存症になり、重篤な病気に追い込まれたことを、自らの体験を通じて、この裁判で訴えてきました。

男性の80%以上が喫煙者だった1950年代から60年代前半はたばこの害は社会的に認識されておらず、「ピースの缶詰」などは高級な贈答品でした。そのころ喫煙を始めた世代が次々に依存に追い込まれやがて重篤な病気になるいは死亡しています。最近植木等、阿久悠、仲谷昇さんたちが肺気腫等のたばこ病でなくなりました。

私はそれに続く世代ですが一九五七年から三六年の喫煙のすえ、一五年前五一歳で禁煙しました。しかし間に合わず、重篤な喘息発作により55歳で倒れ、発作に次ぐ発作などで六六歳になりました。

現在は一級の身体障害者、肺気腫、喘息(COPD)末期患者として、医師や看護師を始め、家族、ヘルパー、友人、仲間など様々な方々のお世話になって生きています。この十一年間、「立ち上がる」とすると又倒れる」の繰り返しで人工呼吸器二回、気胸二回、肺炎など一八回の入院となりました。沢山の薬と24時間酸素吸入でどうにか持ちこたえています。これがたばこ病患者の姿です。

毒餃子事件報道後、誰も冷凍餃子を買わなくなったこの日本で、今なお二七〇〇万人の国民が依存に陥り、喫煙者として「毒の塊のたばこ」とらわれ、日本だけで毎年十一万人以上の国民がたばこで死亡しています(WHO推定)。五百万人以上というCOPD(慢性閉塞性肺疾患)患者とあわせ、肺がん・喉頭がんなどの様々ながん、心臓疾患、脳疾患、歯周病などたばこ病患者が家族とともに苦闘を続けています。この惨状を知っていただきたい。そしてその救済と根絶を切に訴えるものです。

幸い二〇〇五年WHO「たばこ規制枠組み条約」が発効したことに続き、〇六年禁煙治療が健康保険の対象になり、たばこ喫煙そのものが病気と認定されました。

。本年二月四日、日本学術会議が「脱たばこ社会の実現をめざして」とする「7項目の提言」を行い、政府にその実行を求めています。「裁判」と「提言」の両面から、たばこ(病)のない社会の実現を求めることになり、励まされ、また感慨深いものがあります。

神奈川県では「レストラン飲食店を含む」公共の場所では「受動喫煙を防止するために禁煙にする罰則付きの条例」を検討中です。社会の状況は激変しています。

「こ」いう情勢ゆえに、「し」／国側の焦りがあるのではないのでしょうか。

国民の訴えを受け止め、公正な裁判を実現すべき裁判所が、逆にあからさまな裁判官総入れ替え人事を行いました。

私たちは困難な立場に立たされたとはいえ、泣き寝入りせず国民、市民に訴えて自らの判決のみならず公正な裁判を求めて多くの国民、市民とともに奮闘するものです。

この間昨年三月には日本禁煙学会の力強い裁判支援メッセージをいただきました。今年に入って横浜たばこ病訴訟を応援する全国署名も始まっています。(横浜たばこ訴訟、日本禁煙学会各HP参照)
どうか引き続き物心両面の「こ」支持「こ」支援をお願いいたします。

2008年四月 二二日

たばこ病をなくす横浜裁判 原告・水野雅信 (4月17日記者会見談話・改定版)